



令和4年度

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金について

制度の概要

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）」において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図ることとされたことを踏まえ、新たに令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯で、本給付金が支給済でない世帯に対して、1世帯あたり10万円を支給するものです。

給付金の支給額

・1世帯あたり10万円

給付対象世帯

1. 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

基準日（令和4年6月1日）に朝日町に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和4年度分の住民税均等割が課されていない世帯が対象です。

なお、令和4年度分の住民税は令和3年中（1月から12月）の収入に対して賦課されています。

2. 令和4年1月以降の家計急変世帯

上記1（令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯）に該当する者以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（ア・イ）が対象です（令和3年中に新型コロナウイルスの影響を理由に失業後、現在まで就労に至らない場合も含まれます）。

ア. 同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の住民税均等割が課されている者全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯

イ. 1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯

<非課税相当額参考>

給与収入の場合（朝日町の目安）

家族構成例	合計所得 <非課税限度額> (万円)	給与収入 <非課税相当限度額> (万円)
単身または扶養親族がいない場合	38.0	93.0
配偶者など扶養親族（計1名）を扶養している場合	82.8	137.8
配偶者など扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8	168.0
配偶者など扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8	209.7
配偶者など扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8	249.7
寡婦、ひとり親、障害者の場合	135.0	204.3

給付金の支給手続について

1. 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から朝日町にお住まいの場合

・基準日（令和4年6月1日）時点で当町の住民基本台帳に記録されている対象となる世帯へ7月上旬（予定）に確認書を送付します。